

議案第43号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月1日提出

北名古屋市長 太田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者世帯に対する軽減判定所得の基準等を見直すため及び字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2において」を「第24条の2第1項において」に、「第24条の2に規定する」を「次条に規定する」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第8項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第9項、第10項、第12項から第15項まで、第18項及び第19項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。